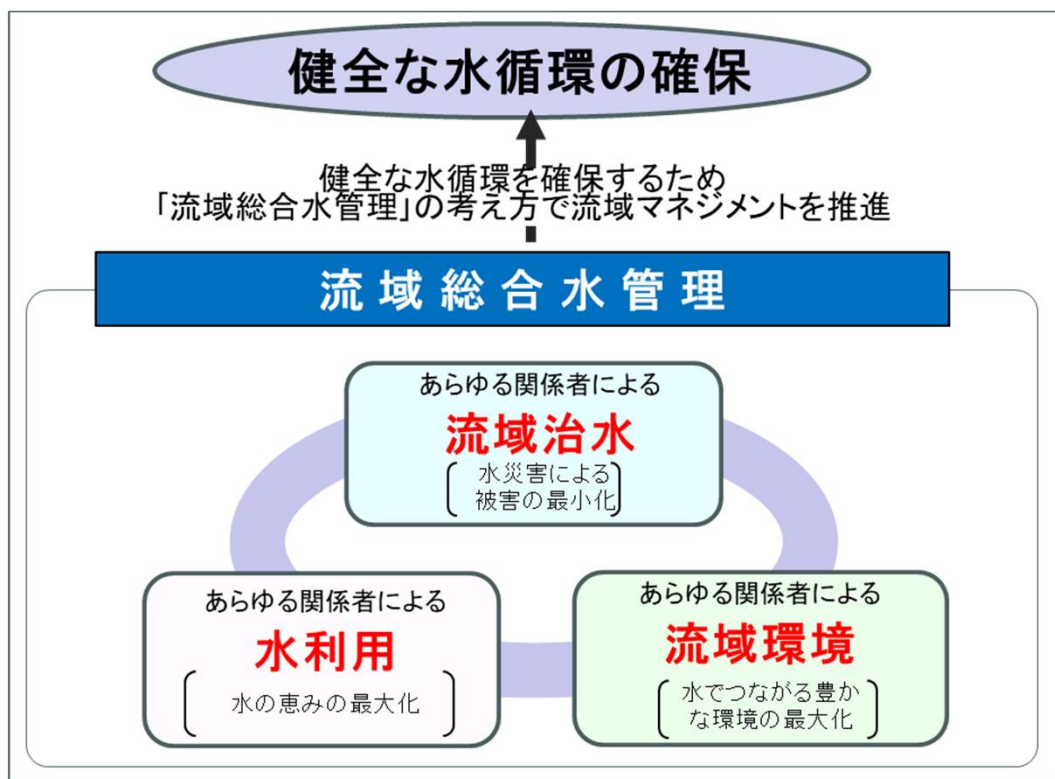


- 健全な水循環の維持又は回復に向けては、流域治水に加え、水利用及び流域環境においても、流域全体であらゆる関係者が協働した取組などを行うとともに、流域治水、水利用及び流域環境の間の「相乗効果の発現」「利益相反の調整」を図ることが必要。
- このように、流域治水、水利用及び流域環境に一体的に取り組み、「水災害による被害の最小化」「水の恵みの最大化」「水でつながる豊かな環境の最大化」を目指すこととし、これらの考えを「流域総合水管理」として展開することとする。



流域総合水管理における取組例

- 地域における再生可能エネルギーの活用【治・利】
- 気象予測を用いたダム運用の高度化【治・利】
- 未利用のダム使用権を用いた未利用容量の活用【治・利】
- 上流域の森林保全【治・環】
- 発電放流と河川環境攪乱【利・環】
- 上下水道施設の再編等による省エネ化【治・利・環】
- 総合的な土砂管理【治・利・環】 等

※【】は関連する取組主体、治は流域治水、利は水利用、環は流域環境に係る取組

主体を意味する。